

元街キッズニュース



一般財団法人 三和徳育会
元街小学校放課後キッズクラブ

TEL 045-651-6558
TEL・FAX 045-664-7757

夏休み期間中(7/22~8/26)の利用について

- ★ 利用時間
【区分1】 スポット利用を除いて午前10時~12時のみ
【区分2A】 午前8時~午後5時まで 【区分2B】 午前8時~午後7時まで
注意: 土曜日は今までどおり午前8時30分開所となります。
- ★ 7、8月の利用料金
【区分2A】 月額2,500円 【区分2B】 月額5,500円
- ★ 「熱中症警戒アラート」が前日午後5時または当日午前5時に発表された場合、**わくわく【区分1】の利用を休止します。**
- ★ 夏休み期間中は熱中症予防のため、お子さまの利用時間にあわせてキッズクラブに到着するよう、ご配慮をお願いします。開所時間より前に来て校門や校庭、キッズクラブの入口で開所を待つことは大変危険です。
- ★ 利用時間に合わせて昼食、飲み物をご用意ください。**昼食は保冷剤などで、傷まないよう工夫してください。**
- ★ キッズランチを注文された日は、箸やスプーンをご持参ください。
- ★ 8:00~10:00は静かに過ごす時間としています。宿題をしたり、本を読んだり、午後からも元気に過ごすための大切な時間です。退屈な時間とならないよう、ご家庭でもワークの持参などご協力をお願いいたします。
- ★ 夏休み期間中、南門(裏門)は施錠されておりますので、南門から来られるお子さまも、正門から出入りください。



七夕の願い事
かないますように

緊急連絡先の確認

☆☆緊急連絡先確認のお願い☆☆
キッズクラブから保護者の方へ、至急連絡を取りたいときに連絡がつかない場合があります。電話番号に間違いはないか、緊急連絡先の順番に変更はないかなど、確認をお願いいたします。
登録情報の確認は会員サイトの『申込履歴確認はこちら』から、変更は右上の『登録情報更新』より可能ですので、よろしくお願いいたします。

今月の予定

8月の予定

- 8/1(金) 元街小学校断水のため、終日閉所
- 8/7(木) 14:30~16:00 Y.S.C.C ふれあいサッカー教室
天候により(熱中症アラート等)校庭以外での実施になることがあります。
参加希望者は会員サイトより申し込みが必要です(7/18まで)。
- 8/11(祝・月) 山の日にはキッズクラブもお休みです。
- 【区分1】の利用可能日時外のプログラム参加はスポット利用となり、別途利用料800円がかかります。
- 上記の内容は、予告なく変更する場合があります。予めご了承ください。

お知らせとお願い

一斉下校最終時間
17:00



子どもたちの作品



遊べるユニット折り紙



ミニうちわづくり

キッズクラブからのお知らせとお願い

- 職員配置や、おやつの準備のため、期日までに利用予定を申請ください。
- 申請した予定と異なる利用をする場合は、速やかに会員サイトより変更ください。当日の急な変更に関しては、会員サイトへの入力と合わせて、お電話でも連絡をお願いいたします。
- 4月から放課後、学校休業日の正門・南門(裏門)は終日施錠されるようになりました。キッズクラブへ来られる場合は、正門の大きな門を開放いたします。南門をご利用の方は、恐れ入りますが正門の方にまわっていただき、安全に注意して出入りいただきますよう、お願いいたします。
- 入退室に使用するQRコードのカードの再発行を希望される場合は、お手数ですが、保護者の方よりお申し出ください。
- スポット利用料等、現金でお支払いされる場合は、お子さまに現金を持たせず、必ず保護者の方が持参ください。その際、お釣りのないようご用意をお願いいたします。
- キッズクラブにお迎え以外の用事で来られる際、時間帯によっては、職員配置の都合上対応できない場合もあります。お手数ですが、事前に来所日時、目的等、電話にて必ず確認をお願いいたします。
- 令和7年度登録の際、「就労証明書提出遅延届」や、「求職活動申告書」等で登録された方は、証明書の提出(添付書類の差し替え)をお願いいたします。登録後の書類の添付は会員サイト右上部の「登録情報更新」より、「利用継続・兄弟姉妹追加学証資料手続きはこちら」から必要書類を差し替え、再度申請ください。

令和7年度【区分2A・B】月額利用料の減免を希望される方へ

- ① 児童扶養手当を受給されている方
有効期限内の「児童扶養手当証書」(写し)を提出ください。
- ② 就学援助を受けている方
「就学援助申請書類の審査結果及び支給についてのお知らせ」「就学援助支給についてのお知らせ」「就学援助認定通知」のいずれかの写しを、学校から受理次第速やかに提出ください。(前年度から引き続き減免を受けている場合も、今年度の書類の提出が必要です。)
- ③ 市民税所得割非課税世帯の方
「市民税・県民税課税(非課税)証明書」(原本)「市民税・県民税税額決定・納税通知書」(写し)「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」(写し)のいずれかを提出ください。(4月から1年間減免を受ける場合は、前年度と今年度の証明書が必要です。)

利用料の減免を希望される場合は、「放課後キッズクラブ利用料減免申請書」と、提出書類をまとめてキッズクラブまでご提出ください。

申請期限は令和7年12月末までです。期限が過ぎた場合には、減免申請の対象とすることができませんので、ご注意ください。